

平成26年9月3日
第1版
(記入例)

(案)

資料5

取扱注意

住所

宛名

バーコード

支給認定決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(保護者)様

墨田区長 山崎 昇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました保育の必要性の認定につきまして、以下の支給認定証のとおり認定しましたので通知します。

墨田区福祉保健部子ども課保育園入園係
〒130-8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
TEL 03-5608-6152 (直通)

※お問合わせは、平日の8:30~17:00(水曜日は19:00まで)

支給認定証

認定番号	1500001			
住所	墨田区吾妻橋1丁目23番20号			
保護者	氏名	墨田 太郎		
	生年月日	昭和60年1月1日		
児童	フリガナ	スミダ ハナコ		
	氏名	墨田 花子		
	生年月日	平成26年1月1日		
認定区分	3号	満1歳	認定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
認定事由	父	就労	母	就労
保育必要量	保育標準時間			
認定有効期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで			

平成〇〇年〇〇月〇〇日

墨田区長 山崎 昇

1 支給認定について

- (1) この認定証は、保育の必要性について認定するものであり、**特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用について認定するものではありません**。特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用には、別途区又は施設との契約が必要となります（特定保育施設及び特定地域型保育については、区の利用調整により利用可能となった後の契約となります。）。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育を受けるときは、**その都度この認定証を提示**してください。
- (3) 認定の事由がなくなったときや、認定期間を経過したときは、この認定証を墨田区にお返しくください。
- (4) **氏名、住所、認定の事由等に変更があったときは、墨田区にこの認定証を添えて届け出て**ください。
- (5) この認定証を破ったり、文字が読み取れないほど汚したり、又は失ったりしたときは、区役所窓口で再交付を受けてください。
- (6) 偽り、その他不正にこの認定証の交付を受けた場合は、認定の取消しを行い、特定教育の利用、特定保育施設・特定地域型保育の利用調整又は利用についても対象外とします。

2 支給認定決定について

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。